

つながる、ひろがる、支え合う地域づくり

令和7年度 仙台市社会福祉協議会

社協会員加入のお願い

仙台市社会福祉協議会は、皆さまからいただいた会費を地域において支援が必要な方に対する助け合い活動などに活用し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めています。ぜひ、趣旨にご賛同いただき社協会員にご加入いただきますよう心よりお願い申し上げます。



少子高齢化の進展や社会的孤立、貧困などの福祉課題が増え、住民がお互い支えあう地域福祉の取り組みは、ますます重要性を増しています。

会員の種類と会費(年額・個人または世帯)

普通会員 **300**円以上

特別賛助会員 **1,000**円以上

※会費は基本300円(1,000円)ですが、それ以上納めていただける方にはご協力をいただきたいということで300円(1,000円)以上としております。このほか、普通会員(福祉事業者・団体3,000円、社会福祉施設1,000円)、法人会員(一口10,000円)があります。

社協とは

社会福祉協議会(社協(しゃきょう))は、「地域福祉の推進」を図ることを目的とした社会福祉法人です。仙台市社会福祉協議会は、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、地区社会福祉協議会や町内会、福祉団体・施設、ボランティアの協力をいただきながら、行政機関等と連携してさまざまな福祉事業を進めています。



社協会費が地域の福祉活動を支えています

ご協力いただいた会費は、仙台市社会福祉協議会の福祉事業費のほか、5割相当額がお住まいの地区社会福祉協議会(泉区の一部区域は町内会)に助成され、地域の福祉活動を支える大切な財源となっています。

地域の福祉活動の推進のために (小地域福祉ネットワーク活動)

市内104地区社会福祉協議会(地区社協)が組織され、町内会や民生委員児童委員、福祉委員等と協力しながら、地域の実情に応じた福祉活動を展開しています。社協会費は高齢者の見守りやサロン活動などの財源の一部に活用されています。



地区社協の活動情報を掲載しています



令和6年度会費実績額

81,208,596円 (令和7年2月末現在) 皆さまのご協力で厚く御礼申し上げます。

※上記金額には、普通会员(福祉事業者・団体、社会福祉施設)や法人会員の会費も含まれています。

加入方法について

個人または世帯単位による加入

町内の役員さんなどがお宅へお伺いし、ご説明のうえ個別に加入いただく方法です。

町内会等による一括加入

個別訪問が難しい場合、町内会等において予算化し、総会で皆さまの承認を得たうえで加入いただく方法です。

普通会员
会費300円の場合

➡ **150円** | お住まいの地区社協(泉区の一部区域は町内会)の福祉活動費に

➡ **150円** | 市内における地域福祉事業に

お問い合わせ

ふれあいネットワーク

社会福祉法人
仙台市社会福祉協議会

青葉区事務所 265-5260

青葉区宮城支部事務所 392-7868

宮城野区事務所 256-3650

若林区事務所 282-7971

太白区事務所 248-8188

泉区事務所 372-1581

〒980-0022 仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ6F
TEL 022-223-2010(代表) FAX 022-262-1948

※改修工事のため令和6年12月から仮移転しています。

【仮移転先】仙台市青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台ビル
アース ブルー

ぜひホームページもご覧ください

仙台市社協

検索



今年度も皆さまのあたたかいご協力をお願いいたします